

はじめに

この提言書は、昨年度佐倉市ボランティア・市民公益活動推進懇話会の市民公益活動に関する提言 - 総論 - の中にある市民公益活動推進のための基本的方策に基づいて、佐倉市における市民公益活動の充実と浸透のため取り組むべき諸事業等について検討した結果をまとめたものです。

この提言書を策定していく上で、活動拠点として（仮）市民公益活動サポートセンター（以下サポートセンター）の設置及び運営と市民公益活動全般のあり方について話し合うための推進組織の整備については、特に重点をおいて協議を行いました。

市民活動の場としての拠点施設であるサポートセンター設置にあたっては、市民にとって使いやすい明るく開かれた施設とすることを最優先に考えた上で、利便性の高い施設になるように常に努めていくことが望まれます。単に活動を支援するというだけでなく、活動団体相互の交流、市民への情報提供や普及推進のためにもできるだけ早く開所すべきとの意見の一致をみました。また、こういった施設については、市の財政的な問題もありますが、各地域に設置していくことが必要であるとの意見がありました。

市民公益活動の推進を図るためには、市民参画による組織の整備が必要と考えます。サポートセンターの運営管理については、運営に関して幅広く協議する運営協議会を設置すること。また、市民公益活動の推進策全般のあり方について（活動に関する学習機会の提供、財政的支援の検討、市の全庁的な支援の取り組み等）協議するには推進協議会が設置されるべきです。

市民公益活動への取り組みが活発になるよう市としての支援策を推進するには、サポートセンターの運営や管理も含め、市民向けの講座の開催、財政的な支援のあり方などについて、市民と行政とで話し合いながら、定期的に各種事業を見直しつつ「（仮）市民公益活動推進条例」制定に向けて、効率的な推進を図るべきです。

具体的に実施すべき事業を検討した中では、すぐに取り組む事業とよく時間をかけて協議し実施していくべき事業を、短期、中期に分けています。これらの事業については、行政の対応と市民公益活動団体が活動するための支援策を入れてありますので、市民公益活動を支援し、各種団体との協働を推進するために策定する佐倉市の基本指針に盛り込んでいただけるものと期待します。

最後に、この提言により、総論部分を踏まえ、ボランティアやNPO法人等の市民公益活動団体と行政との協働や市内部での協調、協力をとおして、市民公益活動への支援事業の充実が図られ、継続的、実効的に推進されることを要望する

ものです。

目 次

． 市民公益活動推進のための基本的な考え方及び方針	1
． 市民公益活動のための推進体制の整備	2
1 ． 運営協議会の設置	2
（ 1 ） 運営協議会の役割	2
（ 2 ） 運営協議会の構成	3
（ 3 ） 運営協議会で審議する実施事業	3
（ ア ） 活動場所、資機材の提供	3
サポートセンターの設置	3
（ イ ） サポートセンターの運営管理	5
サポートセンターの運営管理について	5
管理運営に関する条例・規則	6
管理運営の委託	6
（ ウ ） 情報の収集及び提供	7
市民公益活動（団体）の登録とデータベース化	7
ホームページの開設	8
イベント情報の提供について	9
行政動向の情報提供	9
（ エ ） 交流ネットワーク	9
各団体間の交流ネットワークづくり	9
人材ネットワークづくり	10
災害時の活動団体間の支援体制づくり	11
（ オ ） 市民への啓発	11
市民公益活動情報の提供	11

市民公益活動に関する啓発の推進	1 2
(カ) 相談体制の整備	1 2
ボランティアや市民活動に関する相談の場所及び方法	1 2
災害時の相談体制	1 2
(キ) サポートセンター開所準備組織について	1 3
2. 推進協議会の設置	1 3
(1) 推進協議会の役割	1 3
(2) 推進協議会の構成	1 3
(3) 推進協議会で審議する実施事業	1 4
(ア) 活動に関する学習機会の提供	1 4
ボランティア意識の醸成及び啓発	1 4
組織化、運営に係る研修会及び講習会	1 4
人材育成	1 5
(イ) 財政的支援の検討	1 5
補助制度	1 5
基金制度	1 6
業務委託	1 6
市税制度の見直し	1 7
(ウ) 全庁的な支援の推進	1 7
. 推進条例の整備と市民参画及び見直しについて	1 8
1. 市民公益活動全般に関する推進条例の制定	1 8
2. 市民公益活動に関する施策への市民参画の確保	1 9
3. 施策の見直し	1 9

市民公益活動推進のための基本的な考え方及び方針

市民公益活動の推進を考える上では、市民社会のあり方と市民・事業者・行政の役割分担が基本的に重要となってきます。市民公益活動に関する提言書 - 総論 - では、社会的認知(風土づくり)や活動をする上で障害をできる限り少なくするなど、側面からの支援やインフラの整備が必要との考え方から、推進に当たっての基本的な姿勢、推進策の基本的手法、具体的に考えられる各種事業の3つの基本の方策について提言を行っています。

この総論を受けて各論の検討を行ってきましたが、その中で、市民公益活動の推進にあたって具体的に行うべき事業については、短期(1～2年)、中期(3～5年)の位置付けを行い、実施するよう求めていくこととします。事業の取り組みは、中期までを目途すべきであり、長期(6年以上)に行う事業については、あえて提言せずに後に設置する協議会に委ねるものと考えました。

市民公益活動推進のための各種事業については、今後の動向も踏まえ適宜見直す必要がありますので、そのための市民参画の機会を設けることも提言に含めることとしました。

基 本 的 方 策

推進にあたっての基本的な姿勢

市民公益活動あるいは市民公益活動団体の自主性・主体性を尊重し、公平・公正な施策を推進すること。

推進策の基本的手法

行政は、様々な活動が、自主的に実行できるよう、障害をなるべく少なくするなどの環境整備やインフラ整備を推進すること。

具体的に考えられる各種事業

佐倉市としての基本指針を定め、全庁的な理解と整合性を図った上で、各種事業を計画的に推進すること。

市民公益活動のための推進体制の整備

市民公益活動を推進していくには、具体的な事業を実施していくこととなりますが、その進め方や各種事業の見直しのための市民参画による協議する場が必要と考えます。協議の場として、現時点で考えられるのは、サポートセンターの運営管理について協議する「運営協議会」と佐倉市の基本指針に基づく具体的な推進策や取り組み全般や推進条例について協議する「(仮)推進協議会」の2協議会となると考えられます。

それぞれの協議会の位置づけについて、サポートセンターの管理運営協議会はセンターの設置及び管理に関する条例に位置づけられるのですが、「(仮)推進協議会」については、推進条例ができるまでの間は臨時的な措置として要綱での設置も可能と認められます。

サポートセンター開所後の利用状況や運営に関する課題の状況を見極める中で、「(仮)推進協議会」が設置されるまでは、サポートセンターの運営協議会で臨時的に市民公益活動の推進に関する事項の協議を担うことも考えられるべきです。

「協議会」の構成員については、市民を主体とし、ボランティアセンターを有する社会福祉協議会などが、両協議会に一部重複して参加することにより、審議をスムーズに運ぶことができると考えます。「協議会」で審議した案件等については、市民公益活動の支援策の策定、見直し等を図るため行政に対して提言することができるようにしておくことが必要です。

1. 運営協議会の設置

(1) 運営協議会の役割

運営協議会は、サポートセンターの運営とセンター内での市民公益活動の推進に関する調査研究等を行う必要があります。サポートセンターの運営や具体的な推進事業について協議することを目的に設置すべきと考えます。

(2) 運営協議会の構成

運営協議会を設置するにあたっては、次のような構成となるよう要望いたします。

委員の構成人数

10名程度

委員の構成メンバー

- ・公募市民
- ・市民公益活動団体関係者
- ・市内事業者
- ・学識経験者
- ・その他市長が適当と認める者

協議事項

- ・サポートセンターの運営に関する事
- ・市民公益活動団体の登録等に関する事。
- ・その他サポートセンターでの市民公益活動の推進に必要な事項。

「(仮)推進協議会」が設置されるまでは、当面、幅広く協議することとする。

委員の任期

任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

(3) 運営協議会で審議する実施事業

(ア) 活動場所、資材の提供について

サポートセンターの設置

他団体との交流の場所・情報に接することができる場所、さらに会議や印刷などの作業に活用できる施設としてサポートセンターの設置が必要とされています。サポートセンターの場所については、印旛土木跡地を候補地として推奨しますが、今後さらに交通の利便性の良い場所やバリアフリーの整った施設が確保できれば、サポートセンターを増設していくことを要望いたします。

また、サポートセンターについては次のような施設になるよう要望いたします。

設置目的

市民公益活動の推進を図るため、活動の拠点並びに市民、市民公益活動団体及び事業者が相互に連携し、交流できる場所として設置すること。

利用対象

市民公益活動を行うあるいはこれから行おうとする個人・グループ・団体を対象とすること。

施設機能及び設備

交流コーナー、情報・パソコンコーナー、印刷・作業コーナー、会議室、事務室の5つの機能もった施設とすること。

なお、設備として次の備品が必要となるので、設置を図ること。

交流コーナー

ロッカー、メールボックス、テーブル、イス、パンフレットスタンド等

情報・パソコンコーナー

パソコン、レーザープリンター等

印刷・作業コーナー

コピー機、印刷機、製本機、紙折り機、作業台、テーブル等

会議室

テーブル、イス、ホワイトボード等

事務室（相談コーナーを含む）

机、イス、カウンター、パソコン（ノート）、ファックス等

利用方法

施設及び設備の使用にあたっては、申請書を提出して使用するものとし、使用申請期間を3ヶ月前からとすること。そして、使用申請書で使用するものは、施設では会議室のみとし、設備では、ロッカーとメールボックスとすること。

施設の使用は全て無料として、コピー機、印刷機、プリンター等の設備の一部を有料とし、この設備の利用料金は、市の施設で設置されている料金を考慮し、コピー機は、1枚10円、印刷機は原稿1枚70円、印刷100枚10円、プリンター印刷1枚10円とするよう提案する。

会議室の使用は、個人、グループ、団体が使用する場合、原則として一施設について一ヶ月4回までとし、空きがある場合は使用を認めること。

また、会議室は2時間単位で使用でき、1日最大4時間までし、印刷・作業コーナーの使用は、2時間を単位として1日最大4時間までとすること。そして、パソコンの使用は、原則として2時間を限度とし、インターネットに接続し情報を検索したり、文章の作成ができるようにすること。

ただし、インターネットメールの使用は禁止すること。

自治会・町内会の活動のうち社会貢献活動とみられるものについては、施設及び設備の使用を認めるものとする。

市外の団体やサークル団体の利用については、佐倉市の市民公益活動のための施設なので、登録された団体以外利用を予約で制限を設けること。

利用できる日及び時間

当初サポートセンターの利用にあたっては、市のコミュニティ施設又は公民館の開館日及び時間にあわせて行うこととし、将来は運用状況から変更も考慮に入れること。

利用できる日

年末年始（12月28日～1月4日）と毎月第2・第4月曜日以外の日

利用できる時間

午前9時から午後9時まで

< 実施内容と期間 >

- | | | |
|----------------|-------|----|
| ・サポートセンターの開設 | | 短期 |
| ・サポートセンターの備品設置 | | 短期 |

(イ) サポートセンターの施設運営

サポートセンターの運営管理について

サポートセンターは、市民及び団体が利便性の高い開かれた施設であることが必要です。県内の自治体で設置する市民活動を支援する場合は、平成14年8月現在で7カ所あり、市だけでは4カ所設置されています。各市の状況をみると市独自で管理しているところや、市と社会福祉協議会で管理しているところ、さらには民間に委託しているところと各市の事情に応じて様々です。こういった中で、市民公益活動の中心となる佐倉市のサポートセンターについても、市民自らが運営していくことが望ましいところですが、運営管理を委託できるNPO法人等が市内にない現状を考えると、当面の運営は市が管理し、職員と市民からなる補佐員等で対応していくことが、現状では最前の運営管理方法であると考えます。

管理にあたっては、他市の管理人数から判断し、常時2名体制で行うことが効率的であると考えます。そして、補佐員等には、ボランティアの経験があり、NPO活動に詳しくパソコンを使用できる人材を採用することが必要

です。

< 実施内容と期間 >

・ サポートセンターの運営 短期

管理運営に関する条例・規則

サポートセンターを設置するには、設置及び管理に関する条例と管理運営に関する規則が必要ですが、制定にあたっては、市民がみてわかりやすい条例や規則となるよう要望いたします。

条例、規則の規定には、次のような事項を考慮して策定を望みます。

利用者の立場にたった条例、規則にすること。

市民であれば誰でも気軽に利用できるように、利用者の範囲を広げた規定にすること。ただし、宗教の布教活動や政治目的の利用等を規制する条項を盛り込むこと。

サポートセンターの運営等を協議する運営協議会を規定すること。

< 実施内容と期間 >

・ 管理運営条例・規則の制定 短期

管理運営の委託

サポートセンターの運営においては、当面は職員と補佐員等による管理を要望しましたが、市民のさまざまなニーズに対応した公益活動の支援を図り、各種の相談窓口として機能を充実するためには、NPO法人等に運営を委託する必要があります。

現在、中間支援団体として他団体からの相談や他団体の支援に対応できる能力を有するとともに、継続して活動している団体でサポートセンターの運営を委託できるようなノウハウを持ったNPO法人等が市内にありませんので、こういったNPO法人の設立や育成を働きかける必要があります。

< 実施内容と期間 >

・ サポートセンターの運営委託 中期

(ウ) 情報の収集及び提供

市民公益活動の登録とデータベース化

市民公益活動を行う個人、グループ及び団体の情報は、公益活動に参加及び実施する上で必要になってくるものと考えます。市民公益活動の参加を広く求めていくには、情報の提供をしていく必要があります。

特に、市民公益活動を行う団体の登録は、「市民公益活動に参加したい」という市民が「どういう活動をしている団体があるのか」という情報を提供するために必要なものであり、活動内容等をデータベース化することにより、市民公益活動の市民参加の促進を図ることができるものと考えます。

市民公益活動団体を登録するにあたって、団体の名称及び代表者、規約又は会則、役員名簿及び会員名簿、設置目的、市民公益活動の内容、主たる事務所又は連絡先及び活動地域、会員の資格得喪に関する事項、会計に関する事項が記載された書類を市長に提出して行う必要があります。(個人及びグループも上記の項目うち記入できる範囲で記載するものとします。)

市長は団体の登録に際して、公開性と透明性を確保するため、市民等により構成される協議会の意見を求めることとします。

不掲載の処分について、意義申し立てを受けた際の取り扱い方法を検討すること。

市民公益活動団体の中には、活動内容に批判が寄せられている団体があることを考慮すると登録にあたっては、次のような基準が必要と認められます。(個人・グループにおいても団体の登録基準にそって登録をするものとします。)

市民公益活動団体登録基準

- 1 市民公益活動を行っている団体であること。ただし、次に掲げるものを除く。
宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
政治上の主義を推進し、支持し、またはこれを反対することを主たる目的とする活動
特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律百号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする活動
- 2 市民公益活動を継続的かつ自発的に行う法人その他の団体であること。
構成員等の変更が生じても継続して活動が行われると見込まれることが必要です。
- 3 組織としての要件を満たしている団体であること。

次の要件を備えていること。

- ・ 代表者を有し、その権限や役割が明らかになっていること。
- ・ 規約又は会則等を備えていること。
- ・ 10人以上の構成員を有していること。
- ・ 市内に事務所及び連絡先を有し、活動地域が主に市内であること。
- ・ 会計帳簿を備え、適正な処理が行われていること。

代表者は次に掲げる欠格事由に該当しないこと。

- ・ 成年被後見人、被保佐人又は被補助人
- ・ 破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第31条第7項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

<実施内容と期間>

- | | | |
|-----------------------------|-------|----|
| ・ 市民公益活動の登録 | | 短期 |
| ・ 市民公益活動のデータベース化 | | 短期 |
| ・ 市民公益活動を行う個人、グループ及び団体の情報提供 | | 短期 |

ホームページの開設

市民公益活動を行う上で、ホームページを利用した効果的な広報活動のあり方が求められています。

市民公益活動を行う団体等の情報（活動主体に関する情報）とその活動に参加するために、いつ、どこで、どのようなボランティアの募集がされているかの情報（ニーズ情報）を掲載する必要が認められます。

また、行政からの支援・助成や研修・講習会の開催情報もホームページ上で提供していく必要があります。さらに、企業の社会貢献活動の情報も掲載することにより、市、市民公益活動団体、事業者の各種の活動状況がリアル

タイムで検索することが可能となるよう情報システム化を推進することが必要です。そして、ホームページの記載内容や内容チェック体制について協議をする必要があります。

< 実施内容と期間 >

- ・ ホームページの作成 短期
- ・ 行政の市民公益活動情報やサポートセンターの利用情報の提供 ... 短期
- ・ 企業の社会貢献活動情報等の提供 短期

イベント情報等の提供について

市民の市民公益活動への参加を促進するためには、市民公益活動団体、事業者、市、社会福祉協議会等が行う各種の活動情報やイベントの情報が必要になってきます。情報媒体や各種の広報冊子を利用して情報の提供を行っていくべきです。

また、サポートセンターの掲示板の利用とホームページへのイベント情報の掲載と併せて行うことが重要です。さらに、市民公益活動の関連情報の提供を主目的とした「ニュース」等を発刊することを望みます。

< 実施内容と期間 >

- ・ 情報媒体や広報冊子での各種イベント情報の提供 短期

行政動向の情報提供

国が制定したNPO法に改正があった場合の改正内容や県や市町村が制定した推進条例・規則等について、行政は情報提供を行う必要があります。

< 実施内容と期間 >

- ・ 行政動向の情報提供 短期

(エ) 交流ネットワークづくり

各団体間の交流ネットワークづくり

市民公益活動をスムーズに行うには、同じ分野で活動する団体との情報交換や他分野の団体、企業、行政との情報交換を行うことが必要です。

また、市民公益活動の視野を広げ、活動においての横への広がり（イベント開催時の協力や意見交換等）を図る交流の場やインターネット等による情報ネットワークシステムの導入が必要です。

市民公益活動団体間の交流ネットワークづくり

サポートセンター内の交流コーナーを利用することによる団体間の交流とメールボックスや掲示板等を利用したイベント情報の提供が考えられます。

企業と自治会・町内会と市民公益活動団体間のネットワークづくり

自治会・町内会、市民公益活動団体と企業間で協力して活動を行っていくには、企業は会議室やイベントを行う会場の提供、自治会・町内会は集会所の利用をとおして、福祉問題や環境問題、イベント等を協働して取り組むことが大事になってきます。インターネットを活用した情報ネットワークシステムを導入し、活動内容の紹介も含めた情報の受発信ができるようにすることが必要です。

各団体との交流ネットワーク化が進むと公益活動が活発になってくると考えられます。公益活動を安定的かつ活性化を図っていくには、活動参加中に事故があった場合の補償をしっかりと行わなければなりません。市民公益活動に参加者を補償するような保険の加入を望みます。

< 実施内容と期間 >

・市民公益活動団体間の交流ネットワークづくり	中期
・企業、自治会・町内会、市民公益活動団体間のネットワークづくり...		中期
・情報ネットワークシステムの導入	中期

人材ネットワークづくり

市民参加を求める事業を計画及び実施する場合の推進役としてのコーディネーターや市民公益活動に関する相談、助言や情報提供等にあたり、その活動を側面から支援するアドバイザーの確保が必要になってきます。

また、市民公益活動団体には、登記、経理等の専門的な知識を必要とする業務もあり、専門的な知識を持つ人材、スタッフの確保も必要です。

こういった必要な時に必要な人材を確保できるようにするためにも、サポートセンターでの情報提供やホームページを利用した人材ネットワークの構築が必要であると認められます。

<実施内容と期間>

- ・人材ネットワークづくり 中期

災害時の活動団体間の支援体制づくり

阪神・淡路大震災を契機として市民公益活動は、多様な公益的なサービスの担い手として、社会を支える新たな活動として広く認識されるようになりました。災害が生じた時に、行政にないネットワークの良さを活かすには、災害時に救援を行うボランティア団体が必要となります。そして、登録された団体を通して、活動団体間の情報交換を行う必要があります。

また、登録団体と行政はお互いに情報の交換を通して支援にあたる必要があります。

<実施内容と期間>

- ・災害時各活動団体間のネットワークづくり 中期
- ・市と市民公益活動団体とのネットワークづくり 中期

(オ) 市民への啓発

市民公益活動情報の提供

市民公益活動を行う裾野を広げていくには、市民公益活動に参加しようと考えている市民に対する情報提供だけでなく、市民公益活動に関心をもっていない市民に対して、活動への興味と理解を深めてもらうために、広報活動を日常的に行う必要があります。広報活動としては、CATVを使っての啓発放送の推進、各種情報誌による市民公益活動団体の紹介とイベント情報の掲載、市広報(市のホームページを含む)への活動内容の掲載等が必要です。

そして、サポートセンターの概要を紹介し、市民公益活動の利用の場をアピールする必要があります。

<実施内容と期間>

- ・CATVを使用しての啓発放送 短期
- ・各種情報誌を使っての市民公益活動の掲載 短期
- ・市広報(ホームページ含む)への掲載 短期
- ・サポートセンターでの啓発 短期

市民公益活動に関する啓発の推進

市民公益活動の必要性を理解してもらうために、学校教育における市民公益活動へ参加する意義の啓発や、福祉や環境などの様々な取り組みについて生涯学習における市民公益活動の教育・学習機会を拡充し、市民公益活動に関する研修や講習会を通して市民への啓発が必要です。

< 実施内容と期間 >

- | | | |
|------------|-------|----|
| ・市民への啓発の推進 | | 短期 |
|------------|-------|----|

(カ) 相談体制の整備

ボランティアや市民活動に関する相談の場所及び方法

相談事業については、県とも十分に連携を取りつつ、市役所だけでなく、サポートセンター内に相談室を設けて、次のような多種多様な相談に応じる必要があります。

- ・ 市民公益活動への参加に関する相談
- ・ 市民公益活動に関するイベントの企画及びピアールに関する相談
- ・ 団体の組織運営に関する相談
- ・ その他市民公益活動に関する相談

ボランティアや市民活動に関する相談、助言を行うアドバイザー等をサポートセンター内に設置し、相談を行う必要があります。

< 実施内容と期間 >

- | | | |
|-------------------------------|-------|----|
| ・市民公益活動への参加に関する相談 | | 短期 |
| ・その他市民公益活動に関する相談 | | 短期 |
| ・市民公益活動に関するイベントの企画、ピアールに関する相談 | ... | 中期 |
| ・団体の組織運営に関する相談 | | 中期 |

災害時の相談体制

災害時には、地域住民への必要な情報の提供や被災者の掲げる様々な相談や問い合わせに迅速に対応しなければなりません。サポートセンターでの相談窓口を活用し、各種機関による支援情報を収集して、災害の相談に努めていく必要があります。

< 実施内容と期間 >

・ 災害時の相談体制の整備 短期

(キ) サポートセンター開所準備組織について

サポートセンターの開所へ向けた各種準備についても、市民参加により意見を参考としつつ進めるため、運営協議会準備会のようなものを設け進めることを要望します。

2. 推進協議会の設置

(1) 推進協議会の役割

推進協議会は、市民公益活動を推進するために、公益活動への支援策や市民公益活動団体と行政との協働、人材の育成や啓発、市民公益活動に係る情報提供、推進条例等について協議する機関として設置する必要があります、この協議会で協議した内容については、行政に提言する必要があります。

(2) 推進協議会の構成

推進協議会を設置するにあたっては、次のような構成となるよう要望いたします。

委員の構成人数

12名程度

委員の構成メンバー

- ・ 公募市民
- ・ 市民公益活動団体関係者
- ・ 市内事業者
- ・ 学識経験者
- ・ 運営協議会委員
- ・ その他市長が適当と認める者

協議事項

- ・ 市民公益活動の推進に関する支援及び協働の施策に関すること。
- ・ 人材の育成及び啓発に関すること。
- ・ 市民公益活動に係る情報提供、調査研究に関すること。
- ・ その他市民公益活動の推進に必要な事項。

委員の任期

任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

(3) 推進協議会で審議する実施事業

(ア) 活動に関する学習機会の提供

ボランティア意識の醸成及び啓発

市民公益活動を推進していくためには、公益活動は特別な人が行う、特別な活動ではなく、日常生活に密接に関連し、一人ひとりが自発的に行うことができるものであることを理解してもらう必要があります、学校での教育や職場、家庭、地域で、ボランティア意識を高めていくような環境整備が必要です。市民が様々な活動を通して、公益活動に興味を持っていただき、市民公益活動に関する意義や楽しさを実感してもらうためにも啓発を行う必要があります。

<実施内容と期間>

・ 小学校・中学校での教育 短期

組織化、運営に係る研修会及び講習会

市民公益活動団体は全て法人化をめざしているものではありませんが、将来はNPO法人に認可してもらい活動を行っていきたいと考えている団体もあります。社会に認知されるには責任を自覚し、自立した団体が増えることが大切です。従って、自立した団体となるよう、組織運営や事業の展開の仕方についての知識・技術が乏しい団体に対して、講習会を開催していくことが必要です。

さらに、組織運営や経営能力はもちろんのこと災害時の活動において指示等を行う場合に強いリーダーシップが必要になることも考えられます。活動が迅速かつ効率的に行われるためにも、指導者養成は重要であり、リーダーを養成する研修あるいは講習会の実施が望まれます。

市民・事業者・行政は、今後市民公益活動を協働して実施していくことが求められており、そのための研修会が必要になってくるものと考えます。

< 実施内容と期間 >

・ 団体運営や事業展開に必要な知識・技能修得講座	中期
・ 指導者養成研修及び講習会の実施	中期
・ 市民・事業者・行政の協働のための研修	中期

人材育成

市民公益活動を効率的また効果的に実施していく上で、その活動を側面から支援するコーディネーターやアドバイザーが必要となってきます。こういった専門的な知識のある人材を確保していくことが今後の大きな課題でもありますので、県の動向も見極めつつコーディネートやアドバイスのできる人材の育成を検討する必要が認められます。

< 実施内容と期間 >

・ 人材の育成	中期
---------	-------	----

(イ) 財政的支援の検討

補助制度

市民公益活動を行う団体に対しては、市民公益活動を通して市民と市が協働し、健全で豊かな活力にみちたまちづくりを行うことを目指すことを目的として、財政状況を踏まえ補助金を交付する必要があります。

補助金については次のような内容で検討すべきです。

《市民公益活動推進のための補助金》

対象

佐倉市内に主たる事務所等を有し、市内で活動を行う10名以上で組織された団体で、団体を構成する者の半数以上が、佐倉市内に在住、在勤、又は在学している者とする。

対象事業

市民公益活動と認める事業で、企画書や計画書を提出させ、補助すべき事業であるかどうかを審査し決定すること。ただし、次に掲げるものを除くこと。

- ・ 政治、営利や宗教をその目的とするもの
- ・ その他市民公益活動と認められないもの

事業期間

事業の実施期間は、事業を行おうとする年度で、3月31日までとすること。

補助金額

予算の範囲内で決定すること。

補助金の決定

補助金交付の決定は、公開制と透明性を確保するため、(仮)推進協議会で協議をした後、市長が決定するものとする。

補助金の返還

申請した事業が未実施の場合や事業が縮小された場合は、補助金の全額又は差額を返還させること。

< 実施内容と期間 >

・ 補助制度の検討 短期

基金制度

基金は、市民公益活動の推進にあたって財政面で支援するための基盤となるものですので、基金の設置は必要と考えます。しかし、現在の経済情勢や金融情勢を考慮にいきますと市民や企業から寄付を募る募金型の方式では、継続的に集まることがきびしい状況にあり、また、今日の超低金利の時代では基金運用による事業の助成はほとんど無理な状況がありますので、設置にあたっては、時間をかけて検討すべきです。

< 実施内容と期間 >

・ 基金設置の検討 中期

業務委託

行政が中心となって担ってきた公共サービスについては、少子・高齢化社会、生活環境の変化にともない、市民ニーズの多様化等に対応することが難しい状況にあります。そして、我が国の経済情勢をみると、今後行政が全ての公共サービスを提供していくことは困難であることは明白であり、そういった状況においては、行政ができないサービスを市民及び市民公益活動団体との協働やパートナーシップにより行っていく必要があります。行政が市民

や市民公益活動団体に対して公共サービスの一部を委託して実施することが必要です。

< 実施内容と期間 >

・業務委託の検討 短期

市税制度の見直し

特定非営利活動法人への税の減免については、現在では法人市民税の減免が実施されていますが、事務所を所有した場合に固定資産税への減免も視野に置いて検討すべきです。また、市民公益活動に使用する軽自動車やバイクについても税の減免について検討すべきと考えます。

< 実施内容と期間 >

・市税の減免措置の検討 中期

(ウ) 全庁的な支援

市民公益活動を推進するには、市民、企業、行政との係わりの中で、様々な対応が求められてきます。公益活動の活性化や効率化を考えると市民公益活動団体等との協働や行政の全庁的な支援が必要であり、次のような対応をとるよう要望いたします。

市民公益活動に対する職員の意識を高めること

市民公益活動について、職員の意識を高めるため、市民公益活動の研修を実施すべきです。

各部署からなる庁内連絡会議を設置すること

市民公益活動の推進は、基本指針に沿って行われることとなりますが、事業の効率的な実施を考慮すると、必要に応じて庁内に連絡会議を設けて情報の共有化を図り、事業を実施することが必要です。特にボランティアセンターを管理する社会福祉協議会は、サポートセンターとの役割分担や支援を明確にするため、連絡会のメンバーとすべきと考えます。

市民公益活動を推進するため担当窓口を設置すること

当面は、市民生活課内に受付業務や各種助成制度及び市民公益活動団体からの要望などの調整機能を有する窓口を設置する必要があります。

市の行政施設の有効活用

市が保有する公共施設では、市民公益活動のサポートが可能となるよう検討する必要があります。

佐倉市の市民公益活動の基本指針を策定すること

将来の支援条例等の制定を見据えた基本指針となるように庁内連絡会議を設置し、検討をすべきです。

< 実施内容と期間 >

・職員を対象とした市民公益活動の研修	短期
・庁内連絡会議の設置	短期
・担当窓口の設置	短期
・市行政施設の有効活用の検討	短期
・基本指針の策定	短期

．推進条例の整備と市民参画及び見直しについて

1．市民公益活動全般に関する推進条例の制定

市民公益活動の必要性を認識し、各種関連事業を効率的に推進するとともに、市民参加のあり方を随時みなおすことができるようにするため、基本条例としての推進条例が必要です。

市民公益活動団体との協働のあり方についての原則・理念を規定する総論部分と市民公益活動の充実のため講ずべき各種支援策や市民参加を求める「(仮)市民公益活動推進条例」の制定を中期目標に位置づけ制定することを求めます。

推進条例が制定された以降は、運営協議会についても、推進協議会の部会に位置づけ整合性を保った運営が図られることが望ましいと考えます。

条例の具体的内容

- ・目的、基本理念
- ・市民公益活動団体の責務（自立・責任・継続的活動）
- ・行政の責務
- ・事業者の責務
- ・登録制度、登録事項
- ・財政支援

- ・ サポートセンター
- ・ 推進協議会

2 . 市民公益活動に関する市民参画の確保

市民公益活動推進懇話会としての提言は、現時点での予測により将来へ向けた第一歩として提言するものであり、来年度以降も継続して市民公益活動全般について、協議する場が必要と認められます。

この協議を運営協議会で行うか、要綱をもって設置する「推進協議会」で審議するかについては、市当局の判断に委ねることとしますが、市民参画の場として設けられるよう懇話会として切望します。

3 . 施策の見直し

市民公益活動は豊かな社会を目指すため、ようやくスタートしたばかりの状況ですが、今後の社会情勢や本提言の推進状況も見極める中で適宜見直しをする必要が認められます。

この見直しについて、上記、推進協議会等において市民参画による協議の機会を設けられるよう提言します。

おわりに

千葉県においては、現在NPO活動推進懇談会を開催し、NPO立県ちばを目指してNPO活動推進指針を作成しており、市町村と連携してNPO施策を展開していくことを考えておりますので、県との役割分担等を明確にしていく必要があります。また、佐倉市社会福祉協議会が管理しているボランティアセンターと市が設置するサポートセンターの連携については、運営協議会や市の庁内連絡会を通して協議することも肝要です。

市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と協働により、生き生きとした市民社会を形成するため、ボランティア団体やNPO法人等が活動しやすい環境を側面から支援し作り上げていくことが重要と考えます。

市民公益活動推進のための提言書（各論）をまとめるにあたって、市民公益活動を推進する施策として各事業を協議し提言としてまとめましたが、これははじめの一步にすぎません。各種の市民公益活動が自主的・自立的に展開されること、そのための施策と協議の継続こそが求められていることを踏まえると、当懇話会としてはサポートセンター運営協議会を始め、市民参画による協議会に見直し等も含めて引き継いで行くべきであると考えております。

佐倉市における市民公益活動の推進を通して住み良いまちづくりが行われることを願ひまして提言書といたします。

佐倉市市民公益活動推進懇話会委員

(五十音順：敬称略)

氏名	選出区分	備考
糸原 幸子	佐倉市ボランティア連絡協議会	
海老原 衡治	佐倉商工会議所	副会長
遠藤 剛	公募委員	
小島 許子	佐倉市社会教育委員	
竹内 淳	学識経験者	会長
塚田 雅二	学識経験者	
中野 英樹	印旛沼広域環境研究会	
中野 芳典	ニューモラルクラブさくら会	
中村 克巳	佐倉市公民館運営審議会	
茂木 道子	佐倉市民生委員・児童委員協議会	
横淵 タカ子	公募委員	
吉田 朝子	佐倉市ボランティア連絡協議会	
鈴木 庸夫	千葉大学法経学部教授	コーディネーター
橘 幸信	元千葉大学法経学部助教授	オブザーバー